【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（保有株券等から除外するもの）

**第十四条の六の二**　法第二十七条の二十三第四項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一　売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主としての議決権を行使することができる権利又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権利

三　投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づいて有する投資をするのに必要な権利

四　株券等の売買の一方の予約に基づき、当該売買を完結させ、かつ、買主としての地位を取得する権利

五　株券等の売買に係るオプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得する権利

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】 （改正なし）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（保有株券等から除外するもの）

**第十四条の六の二**　法第二十七条の二十三第四項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一　売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権

二　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主としての議決権を行使することができる権利又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権利

三　投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づいて有する投資をするのに必要な権利

四　株券等の売買の一方の予約に基づき、当該売買を完結させ、かつ、買主としての地位を取得する権利

五　株券等の売買に係るオプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得する権利

（改正前）

（新設）